

## 国土強靱化の推進に係る最近の動き

国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン

国土強靱化民間の取組事例集平成 28 年版について

国土強靱化に資する民間の取組促進施策集について完成イメージ

地方強靱化 BCP (仮称) シンポジウムの開催結果概要

ナショナル・レジリエンス・コミュニティ (仮称) 構想 (素案)



# 国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン

平成 28 年 2 月

内閣官房 国土強靱化推進室

## 目次

I. はじめに .....	3
1. 目的 .....	3
2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義 .....	4
(1) 国土強靱化貢献団体 .....	4
(2) 認証組織 .....	4
II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み .....	4
III. 認証組織の要件 .....	5
(1) 中立、公平性、透明性 .....	5
(2) 経験 .....	5
(3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供 .....	5
(4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討 .....	5
IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準 .....	5
(1) 事業継続に係る方針が策定されている .....	5
(2) 事業継続のための分析・検討がされている .....	5
(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている .....	5
(4) 一定レベルの事業継続計画（BCP）が策定されている .....	6
(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている .....	6
(6) 事前対策（施設の強化・装備品の確保等）が実施されている .....	6
(7) 教育・訓練を定期的に行い、必要な措置が取られている .....	6
(8) 事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している .....	6
(9) 法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない .....	6
(10) その他留意事項 .....	6
V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係 .....	7
(1) 報告、調査等 .....	7
(2) 認証の取消 .....	7

## I. はじめに

### 1. 目的

国土強靱化は、大規模自然災害等への備えを最悪の事態を念頭に置きつつ、平時から様々な政策分野での取組を通じ、いわば「国家百年の国づくり」として行うものである。いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保しておくことは、災害等から地域住民の生命・財産を守るのみならず、国・地方公共団体・民間事業者（企業・団体等）それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらし、もって、産業競争力・経済成長力を向上させ、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

国土強靱化の取組を実効あるものとし、それにより我が国経済の中長期的に持続可能な成長を後押しするためには、国や地方公共団体のみならず、経済社会活動の担い手である民間事業者の普段からの取組・活動が極めて重要となる。国・地方公共団体と民間事業者との相互補完により、社会全体のレジリエンスの強化を進めていくことが重要である。

民間事業者の行う国土強靱化のための努力には自己の事業継続に関するものと社会貢献としてのものと考えられるが、いずれも実際に災害が起こってみなければその効果を図りがたいという性質があるため、平時から民間事業者側で積極的にそのために費用をかけることにモチベーションを感じにくいという問題がある。その点を克服するためには第三者による認証制度を設けることが有効と思われる。

民間事業者の事業継続の取組の評価については、現在でも国際標準であるISO 22301の認証制度があるが、この認証を取得した国内企業は2014年時点で200社となっている。また一方で、各種ガイドラインによる自己点検・自己認証を促す仕組みもみられるが、これらは逆に自己認証ゆえに認知度も低く、大きな広がりは見られていない。

そこで内閣官房では、よりすそ野の広い認証制度の実現に向けた取組みを推進するため、「国土強靱化貢献団体認証に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という）を定め、認証を行う組織の要件、認証組織による貢献団体の認証の要件の考え方を示すこととした。本ガイドラインに基づくアプローチは、2年以内を目途に、実績や仕組みの有効性に関して検証を行い、必要に応じ、新しい対応を検討することとする。本ガイドラインに沿って実際の事務を行う者は、国土強靱化推進室と常に連携して施策の推進に協力を頂きたい。

## 2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義

### (1) 国土強靱化貢献団体

国土強靱化の推進について協賛し、その促進のため、自助（事業継続）に積極的に取り組んでいる事業者を国土強靱化貢献団体とする。

### (2) 認証組織

国土強靱化貢献団体の認証及び認証を受けた団体に対して必要な情報提供等支援を行う組織を認証組織とする（具体的な要件は III 章参照）。

## II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み

認証組織は、本ガイドラインに基づき、国土強靱化貢献団体の認証を行う。

認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク（仮称）」を商品、広告等に用いて「国土強靱化貢献団体」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。

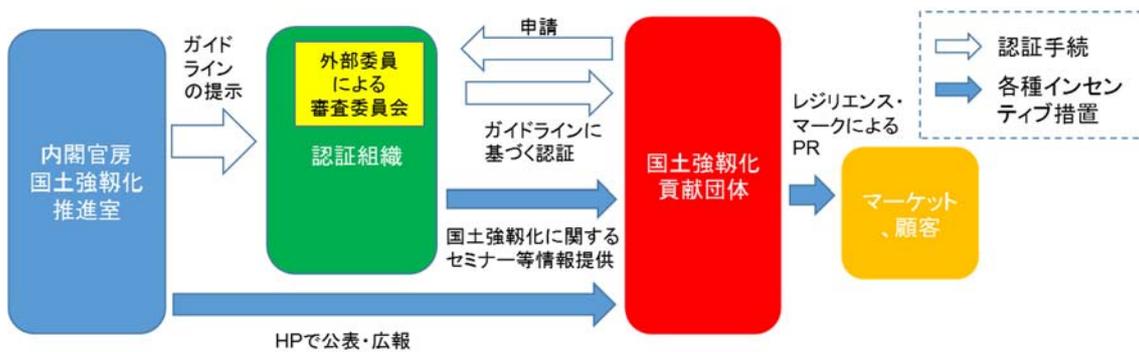


図 国土強靱化貢献団体認証と支援の仕組み

### III. 認証組織の要件

#### (1) 中立、公平性、透明性

認証組織は、国土強靱化貢献団体の認証審査及び情報提供にあたり中立、公平性、及び透明性を担保すること。

#### (2) 経験

認証組織は、国土強靱化に関して政府と連携して施策に携わった経験を有すること。

#### (3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供

国土の強靱化に関して有用なセミナー、シンポジウム等の機会を提供すること

#### (4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討

認証組織は、認証審査その他の関連事務を行うにあたっては、政府と十分な意見交換を行うとともに、国土の強靱化に関して関係者の連携の在り方等に関して検討し、自らが担う役割について政府と意見交換を行うこと

以上4つの要件全てを満たさない場合、認証組織とはならない。

### IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準

国土強靱化貢献団体の認証は、下記の項目【事業継続関係】(1)～(9)の全てを満たすものとする。なお、追加項目を設ける必要が生じた場合には、内閣官房と協議の上行うものとする。

#### 【事業継続関係】

##### (1) 事業継続に係る方針が策定されている

企業の経営理念や経営方針に関連付けられた事業継続方針があること。

##### (2) 事業継続のための分析・検討がされている

事業影響度分析及びリスク評価・分析を行い、重要業務とその目標復旧時間を明確にし、資源の脆弱性を把握している。

##### (3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている

(2)を踏まえ、目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させる戦略・対策を検討し、決定している。

**(4) 一定レベルの事業継続計画（BCP）が策定されている**

目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させるための体制、手順等を示した計画が策定されている。

**(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている**

事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、改善のための見直しが定期的に行われている。

**(6) 事前対策が実施されている**

事業継続の実効性を高めるための事前対策が適切に行われている。

**(7) 教育・訓練を定期的実施し、必要な改善が行われている**

事業継続力を高めるための教育・訓練を定期的実施し、必要な改善が行われている。

**(8) 事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している**

事業継続に関する実務を2年以上積んだ実績がある者、または民間の機関が発行する事業継続に関する民間資格を保有する者が事業継続を担当している。

**(9) 法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない**

国土強靱化に係る法令等に関して違反がない（大規模施設においては耐震診断がなされており、必要な対策が完了している等）

**【その他】**

**(10) その他留意事項**

- ① 国土強靱化の取組を進め、国土強靱化の取組促進に積極的に協力すること。
- ② 認証組織が行う国土強靱化の推進に関する調査等に協力すること。

## V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係

認証組織と認証を受けようとする国土強靱化貢献団体は、認証に際し下記に合意すること。

### (1) 報告、調査等

認証組織は国土強靱化の推進に関わる業務の範囲において、国土強靱化貢献団体に報告を求めて、必要な調査を行い、その結果、体制の改善やその他必要な措置を求めることができる。

### (2) 認証の取消

以下のいずれかの事項に該当したときは、認証組織は国土強靱化貢献団体の認証を取り消す。

- a) 認証の基準を満たさないことが判明した場合
- b) 認証に関わる認証組織の要請等に応じない場合
- c) その他、法令違反等を認めた場合、認証組織が認証の停止が相当と判断した場合

※ 認証の基準を満たさない等の具体的事例は下記の通り。

- ・ 申請書類に虚偽の内容があった場合。
- ・ 正当な理由なく、認証組織の調査に協力しない、もしくは虚偽の報告等を行う等。
- ・ 団体としての業務が行えない状態となったとき。

※ 認証組織は、認証の取消等にあたっては国土強靱化貢献団体と十分に意見交換を行った上で、対応すること。

以上



# 国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン

## 【補足説明】

平成 28 年 3 月

内閣官房 国土強靱化推進室

## はじめに

国土強靱化貢献団体の認証に関しては、「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に、認証を行う組織が備えるべき要件及び当該組織が認証を行う際の要件について考え方が示されている。以下では、この国土強靱化貢献団体の認証の事務をより適切に行うため、ガイドラインの記載事項の補足説明として必要な事項を定めることとする。

ガイドライン「Ⅰ. はじめに」の「1. 目的」に記載されているとおり、国土強靱化貢献団体の認証制度は、国土強靱化の取組を実効あるものとするを目的とするものであり、ガイドラインにもとづくアプローチは、2年以内を目途に実績や仕組みの有効性について検証を行い、必要に応じて新しい対応を検討することとされている。したがって、認証組織には、単に個々の事業継続の認証事務を実施するに留まらず、国土強靱化の取組全体の趣旨を理解し、それを実効あるものとするため、よりよい制度の構築に向けて内閣官房国土強靱化推進室（以下「強靱化推進室」という。）と常に連携して国土強靱化施策の推進に協力することが期待されている。

### 1. 「認証組織の要件」について

ガイドライン中の「Ⅲ. 認証組織の要件」について、下記のとおり補足する。

#### (1) 「中立、公平性、透明性」に係る解説

認証組織は、中立、公平性、透明性を担保するため、下記の条件を満たすものとする。

- ① 定款に基づいて開催される理事会等において、本制度の運営に関する事項について適切に審議・報告及び決定することができること
- ② 責任ある認証を行うため、認証プロセス全般に関わる者の責任及び権限を明確に位置付ける規定等を適切に設定すること
- ③ 外部有識者からなる制度運営を監視する委員会を設け、少なくとも年一回、定期的を開催し、事業計画、事業実施状況を報告し、制度運営における中立、公平性、透明性を担保すること
- ④ 外部有識者からなる認証審査を判断する委員会を設け、専門知識を有する委員の意見に基づいて審査を行うこと
- ⑤ 審査の透明性を担保するため、募集要項（審査・登録等に要する費用についての定めを含む。）、審査基準、認証状況等本制度の運営に関わる事項を適切に情報開示すること
- ⑥ 制度の運営に支障がないよう健全な財務状態を維持するとともに、以下の業務及び財務に関する資料もしくはこれに準ずる資料を適正に作成し、原則として一般の閲覧に供し

ていること

－一定款又は寄付行為

－役員名簿

－事業報告書

－収支計算書

－正味財産増減計算書

－貸借対照表

－財産目録

- ⑦ 本制度に係る損益を区分して適切に経理処理すること
- ⑧ 本制度に関連して事業者から入手した内部情報の機密を保持すること
- ⑨ 本制度の運用について苦情又は異議申し立てが行われた場合には適切な対応ができるよう、体制を整備すること
- ⑩ 強靱化推進室に対して、毎年度本制度に係る事業実施状況（財務状況を含む）、運営委員会等における検討結果など制度運営上の課題や今後の取組などについて報告を行うこと。また、強靱化推進室の求めに応じて適宜必要事項の報告を行うこと

## （２）「経験」に係る解説

ここでいう「国土強靱化に関して政府と連携して施策に携わった経験」とは、国土強靱化基本計画に記された政策に関し、政府と連携して施策に携わった経験を指す。

この認証制度の目的は、単に事業継続について認証を行うことではなく、これをきっかけに企業等においてより幅広い国土強靱化の取組が行われるようにすることである。また、この認証の仕組みも、2年を目途によりよい制度に向けて再検討することとしており、認証組織には関係者との連携のあり方等について政府との意見交換を行う役割も期待される。したがって、認証組織には国土強靱化に関する一定程度以上の理解が求められる。

ここでの経験の有無については、政府との連携の度合いやそれによって生み出された成果、その他国土強靱化の取組への理解度を総合的に勘案して判断するものとする。

## （３）「セミナー、シンポジウム等の機会の提供」に係る解説

「国土の強靱化に関して有用なセミナー、シンポジウム等の機会を提供すること」とは、認証組織が認証を受けた団体に対して行う必要な情報提供の一環として開催するセミナー、シンポジウム等に関して、国土強靱化の取り組みを促進するために適切なテーマ設定ができる体制を有するとともに、効果的な企画のもとに実施することを指す。

この要件への適合性は、当該団体がこれまで実施してきたセミナー、シンポジウム等におけるテーマ設定の適切性、内容の質の高さ、規模・開催頻度・地域的な広がり、社会的なアピールの大きさ等の実績をもとに、記載された計画と提供体制の内容を総合的に勘案して判断するものとする。

#### (4) 「国土強靱化に必要な仕組みの検討」に係る解説

ここでは、国土強靱化の推進の観点から望ましい仕組みについて検討し、政府、関係者（国土強靱化貢献団体等を含む）との連携の在り方、及びその中で自らが担うべき役割等について政府と意見交換を行うことを指す。認証組織には、認証制度の運用等を通して関係者から事業継続のみならず国土強靱化に関する幅広い意見や要望等を抽出し、制度の在り方等を検討することが求められる。

この要件への適合性は、国土強靱化全般や事業継続に関する現状、制度のあり方、及びその中で自己の担う役割についての認識等について「認証組織としての説明書」等を参照して判断するが、認証組織は、その活動を行う期間中、政府と継続的に十分な意見交換を行っていく必要がある。

## 2. 認証組織の公表等

(1) 強靱化推進室は、以下の手続きを経たものを認証組織として公表する。

① 認証組織となることを希望する者は、その旨を強靱化推進室に連絡をした上で、以下の必要書類を作成し、強靱化推進室に送付する（認証組織としての説明書以外は案で差し支えない。ただし、正式に決定された場合、決定されたものを遅滞なく提出すること）。

- ・ 認証組織としての説明書
- ・ 審査基準（審査に求める書類、確認する項目、確認手法、合否判断の考え方等）
- ・ 外部委員による審査委員会の設置要項、委員名簿及び委員選定の考え方
- ・ 募集要項

② 強靱化推進室は、当該団体がガイドラインのⅢに定める認証組織の要件を満たすものであるか否かについて確認する。その際、必要に応じて追加資料の提出及び責任者等に対する面接を求める事ができる。

③ 強靱化推進室は、当該団体がガイドラインの要件を満たすものであることを確認した場合には、強靱化推進室のHPにて、認証組織としてその団体名を公表する。

(2) 強靱化推進室がそのHP上で行う国土強靱化貢献団体の公表・広報は、(1)で定める認証組織により認証された企業・団体についてのみとする。

(3) 認証組織において、ガイドラインに沿った活動を行っていないと認められる場合には、強靱化推進室は、認証組織に対して改善を求めることができるものとし、それに従わない場合には、認証組織としての扱いを取りやめるとともに、その旨、強靱化推進室のHP上で公表するものとする。

以上

# 国土強靱化 民間の取組事例集

平成28年版について

## ■趣旨

これから国土強靱化に関する取組を行う方々に、参考にさせていただくため、国土強靱化に関して先導的な取組を収集して紹介する。

## ■得られる情報

- ・取組の目的・テーマ
- ・取組者の情報(業種、実施地域、事業者としての立場)
- ・取組の概要
- ・取組の特徴(特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点)
- ・取組の平時における利活用の状況
- ・取組の国土強靱化推進への効果
- ・防災・減災以外の効果
- ・現状の課題、今後の展開など
- ・周囲の評価

## ■昨年からの変更点等

- ・業種等の偏りを解消するため、掲載の少ない業種を中心に事例を独自に収集して追加した。
- ・昨年掲載事例のうち、取組が継続しているものに絞り、新しい情報を追加して掲載を継続した。
- ・公募を行って、新しい事例を追加した(公募期間:平成27年10月2日~12月4日)

# 民間の取組事例集平成28年の掲載予定事例数

業種別事例数	平成27年		平成28年		
	継続案件	応募案件	新規収集	合計	
農業、林業	25	0	0	25	25
<u>漁業</u>	0	0	6	0	6
<u>鉱業、採石業、砂利採取業</u>	1	2	0	1	3
建設業	32	18	5	31	54
製造業	36	7	17	36	60
電気、ガス、熱供給、水道業	5	0	5	5	10
情報通信業	26	5	14	26	45
運輸業、郵便業	11	2	5	11	18
卸売業、 <u>小売業</u>	9	1	6	9	16
金融業、保険業	20	1	3	20	24
不動産業、 <u>物品賃貸業</u>	16	0	5	16	21
学術研究、専門・技術サービス業	12	1	5	12	18
<u>宿泊、飲食サービス業</u>	0	0	6	0	6
<u>生活関連サービス業、娯楽業</u>	0	0	1	0	1
教育、学習支援業	10	1	4	9	14
医療、福祉	13	0	5	12	17
複合サービス業	11	0	9	10	19
サービス業(他に分類されないもの)	17	3	3	17	23
<b>合計</b>	<b>241</b>	<b>41</b>	<b>100</b>	<b>240</b>	<b>380</b>

※赤字は  
現在事  
例の少な  
い業種

# 全事例の目的別事例数の状況

## 初動体制の構築に関する取組 ▶ 49件

- 01 社員に対する教育・啓発・訓練を行っている
- 02 役割やルールを決めている
- 03 連携組織をつくっている
- 04 通信手段の確保や情報の共有を行っている

## 重要資産の防御 ▶ 23件

- 05 重要施設を防護している
- 06 予備施設・バックアップ施設を確保している
- 07 安全な地域への移転、分散を行っている

## おプライエーンの維持 ▶ 12件

- 08 物流施設の設置、機能強化を行っている
- 09 サプライチェーンの早期復旧に向けた体制を作っている

## エネルギー供給の維持 ▶ 23件

- 10 自立・分散型システムを導入している
- 11 再生可能エネルギー等を活用している
- 12 非常用電源・燃料等を確保している

## 顧客を守る ▶ 84件

- 13 ビジネスに特化した商品やサービスをつくっている
- 14 顧客の施設等の耐災害性を強化している
- 15 商品やサービスに防災機能を付加している
- 16 顧客の資金調達を支援している

## 顧客の生活を支える ▶ 42件

- 17 顧客へ必需品や必要なサービスを提供している
- 18 顧客へエネルギーを安定して供給している

## 普及啓発・人材育成 ▶ 50件

- 19 意識の向上、知識・ノウハウの普及を図っている
- 20 レジリエンス教育を行っている
- 21 レジリエンス人材を育成している

## 被災者等の支援 ▶ 42件

- 22 被災者等の輸送を支援している
- 23 円滑な医療体制を構築している
- 24 被災者に食料、飲料、燃料、サービス等を提供している
- 25 帰宅困難者への支援を行っている

## 地域全体への貢献 ▶ 56件

- 26 火災・延焼を防いでいる
- 27 浸水・山地崩壊を防いでいる
- 28 地域の防災の拠点となっている
- 29 地域に必要なエネルギーを確保している
- 30 復旧・復興を支援している

# 事例の検索とその件数分布

H28年度においても、H27年度版同様、事業主体の区分で検索できるようにします。

(参考)現在の索引の項目とその件数

地域別	H27	H28
北海道	4	21
東北	35	40
関東※	13	36
東京	47	145
中部	29	56
近畿	18	46
中国	3	5
四国	4	12
九州	7	15
複数箇所	84	4
合計	241	380

※東京都を除く

五十音順	H27	H28
あ	45	68
か	41	55
さ	37	69
た	38	67
な	27	32
は	27	49
ま	19	22
や	6	11
ら	6	6
わ	1	1
合計	241	380

規模別	H27	H28
大企業	106	153
中小企業	49	93
その他 団体等	86	134
合計	241	380

610

## グループ各社の特徴を生かした、災害発生時緊急連絡体制の確立

取組主体	マイナンバー	事業者の種類（業種）	実施地域
東海産業株式会社	6450001002110	その他事業者 （建設業）	北海道

### 1 取組の概要

#### グループで BCP に取組む

- 東海グループは東海産業株式会社、東海運輸株式会社、旭川宇部協同生コン株式会社、旭川砕石株式会社、株式会社ビューテック、東海生コン株式会社、株式会社みかさ東海の7社で構成されている。
- グループ各社より任命された9名の職員により運営される「東海グループ運営委員会」は、平成14年に活動を開始し、月1度の定例会議においてグループ間の諸問題の解決・立案に取り組んでいる。昨今のBCPを重視する社会の動きを受け、想定外の災害時にグループ全体の総合力を活かし、迅速かつ効果的対処が可能となるよう考えた。そこでグループ各社ごとに定めていた災害発生時緊急連絡体制を、東海産業（株）を中心にグループ全体の連絡体制へ再構築した。



▲東海産業株式会社 社屋

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 体制づくりを始めたきっかけ

- 同グループでは、過去に短時間集中豪雨・局所的豪雪が発生した際、関係機関または顧客からの出勤要請に応じて、グループ各会社が個々に災害対応をしていた。担当者や指揮命令系統が明確でなかったため情報が錯綜していた。現場の位置情報が正確に伝わらず、人員・資材の手配で重複が判明するなど、問題があったことを受けて、グループ会社全体での体制づくりに着手した。

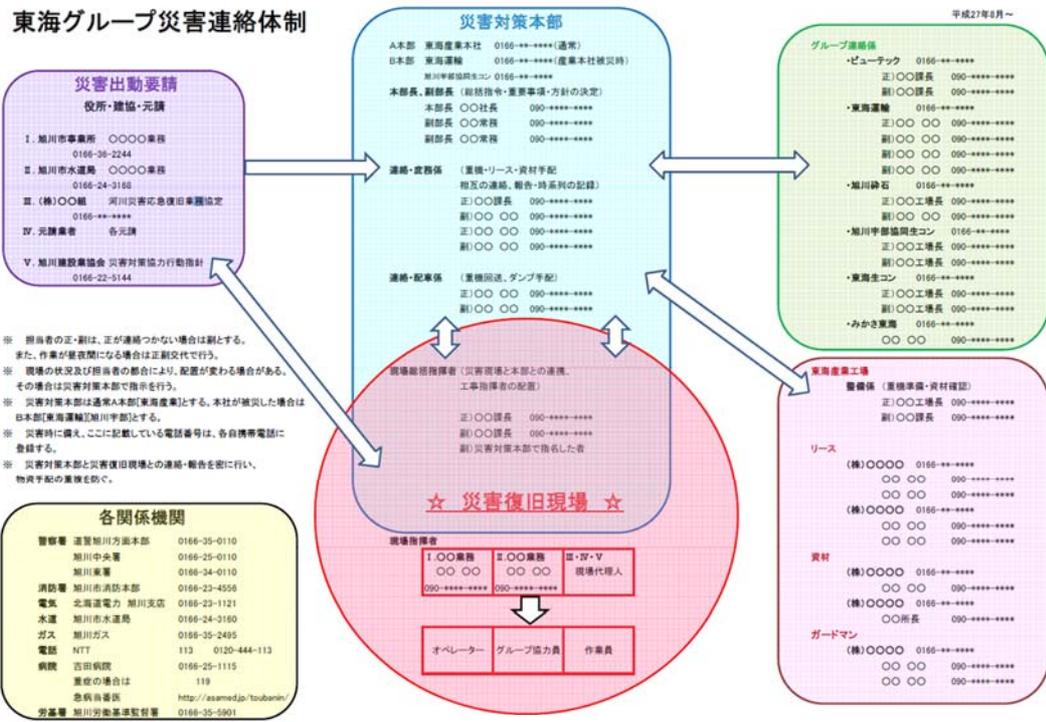
#### 各社の特色・保有機材を活かした体制づくり

- 東海産業（株）は橋梁点検車1台・バックホウ29台・ブルドーザー5台・タイヤショベル8台を所有し、土木技術者・作業者の供給が可能である。東海運輸（株）はダンプトラック系車両42台・重機回送系車両27台を所有している。（株）ビューテックは土木技術者・作業員・発電機の供給が可能である。旭川宇部協同生コン（株）、東海生コン（株）は旭川市内・上富良野



▲バックホウとダンプによる除排雪

町・上川町に砂・砂利を、旭川砕石（株）は比布町に砂・切込砂利を保有している。これら資源を有効活用できるように災害発生時には災害対策本部、災害復旧現場担当者、各グループ連絡担当からなる災害発生時緊急連絡体制を確立し、情報の一元管理を可能にした。



▲東海グループ災害連絡体制

- 有資格者名簿の整備により、人員の確保と配置が適宜行えるようにし、各社の機能分担を明確にしたことで、必要とされる機械等の配置を迅速かつ的確に行うことが可能となった。
- 情報共有ツールとして、非常時用 SNS（ツイッター）を開設した
- 毎年5月に開催している東海グループ安全大会において、参加者全員（約170人）に名刺サイズの緊急連絡表を配布した。これは災害発生時の協力を要請するとともに、各人の防災意識向上を目指している。



▲運営委員会による安全パトロール



▲東海グループ安全大会



▲東海グループツイッター

### 3 取組の平時における利活用の状況

- 有事の対策を検討している「東海グループ運営委員会」では、月1度の定例会議を実施している。災害対応に加え、グループ間の交流、合同行事、意識の統一化等についても協議をしており、意見交換や情報共有の場となっている。
- ワイヤー・シート・土のうなど、平時の工事現場で活用している資材を災害時使用備蓄品として位置づけている。

### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 本取組は災害復旧を主眼とし、自治体等から要請があった場合は安全・迅速に対処できることを目的としている。総合指揮者である東海産業土木部長を中心とした災害対策本部を設置し、情報の一元化をすることで、連絡の重複による混乱を防ぎ、指示命令が遅滞なく正確に伝わることを目指している。また、グループ社員全員が地域のハザードマップを確認することにより、自宅の状況・最寄りの避難場所を再認識し、災害時の人命確保にもつながるものと考えている。

### 5 防災・減災以外の効果

- 常に各社の状況を把握することにより、グループ間の情報共有が今までより濃い密度でできるようになった。
- 一カ所への連絡で、人・重機・運送・資材等の手配がつくことが認知され、顧客との信頼関係が強固になった例もあり、当社グループの機動力の高さが再認識される機会となっている。

### 6 現状の課題・今後の展開など

- 現在の備蓄品は工具・道具類であるが、災害対策本部となる場所には非常用電源確保のための小型発電機や飲料水、非常食、毛布等を備蓄し万全な体制を整えるとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も担っていくことを考えている。
- 非常時に開設した SNS（ツイッター）を、地域に密着した情報提供の場として活用することを検討している。
- 同社では、協力業者との連携を強化することにより、従来以上の能力確保を目指している。

### 7 周囲の声

- 中小企業グループによる BCP であるが、建設、運輸、建材製造、調査・診断など、互いに隣接する業種の企業が集まることによって、インフラ復旧等に関わるサプライチェーン BCP にもなっている。各社の保有する機材やノウハウが結びつくことによって、有事においても実行性の高い取組となっている。（（一財）都市防災研究所主任研究員）

## 804 災害時に食料調達、お弁当をお届け

取組主体	マイナンバー	事業者の種類（業種）	実施地域
スターフェスティバル株式会社	1011001072266	サプライ関連事業者 (宿泊業、飲食サービス業)	東京都

### 1 取組の概要

#### 弁当宅配・ケータリング事業

- スターフェスティバル株式会社は、弁当宅配・ケータリングのインターネット総合モールサイト「ごちクル」およびデリバリー型の社員食堂「シャショクル」を運営している。

同社は、京葉ガス株式会社と、平成 27 年 7 月、災害発生時などの緊急時において、食料品等の調達および配達を両社で協力して実施する協定を締結した。これをきっかけに、神戸市、札幌市等全国政令指定都市を中心とした地方公共団体、京葉ガス、北海道ガス他主要インフラ会社など 8 団体と災害時の協力協定を結んでいる。

★製造以外のすべての部分をカバーします



★注文から配達までの流れ



▲注文から配達までの流れ

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 復興従事者に弁当を配達

- スターフェスティバル株式会社では、創業以来首都圏を中心に事業展開していたが、東日本大震災の際、イベント中止などにより多数の注文キャンセルを経験した。

- 首都圏のなかでも千葉県では、液状化によるインフラ設備の破損など被害が大きかった。同社では、同県を営業区域とする京葉ガスの依頼を受け、復興従事者に 19 日間にわたり延べ約 4 万 6,000 食の弁当を届けた。
- このことをきっかけに、スターフェスティバル株式会社では、災害時の復旧従事者に対する食料支援を目的に、神戸市、札幌市等全国政令指定都市のほか、京葉ガス、北海道ガス他主要インフラ会社など合計 8 団体と防災協定を締結した。



▲東日本大震災での弁当配達の様子  
(平成 23 年 3 月 20 日撮影)

### 災害時調達運用（受注～製造手配から配送手配～決済までを一元的に対応）

- 防災協定では、同社が提携先である市区町村やインフラ会社から要請を受け、製造パートナーへ要請を伝達し、配送パートナーが集荷・配達を行うという流れを基本としている。
- 要請に応じた大量生産も支える体制づくりが必要となる一方、食品を扱うため、賞味期限、衛生面（添加物、アレルギー表示のラベル貼付）などへの配慮も必要となる。このため、全国 800 店舗のリソースを活用した供給体制を整え、PL 保険にも加入し、万が一の保障体制も整えている。

### 全国へサービス展開、体制構築

- 製造パートナーを全国に広げ（約 800 店舗）、配送パートナーの拡充（約 50 社）・体制強化を行い、サービス提供エリアを平成 25 年に 47 都道府県まで拡大した。

### 防災訓練参加

- 提携先である京葉ガスでの防災訓練に参加し、復旧現場に弁当を届けるシミュレーションを行った。

## 3 取組の平時における利活用の状況

- 同社では、食中毒などのリスクを防ぐためパートナー企業に対しても同社が要求する衛生基準を満たすことを求めている。例えば製造パートナーや配送パートナーについては、製造時や配送時の温度管理を求めるなど、平時からきめ細かなコミュニケーションを図っており、有事に必要となる情報網を普段から活用している。
- 同社では、復興を応援する地域の食材を活用したお弁当を、企画・自社サイトであるお弁当宅配・ケータリングの総合モール「ごちクル」にて販売取次ぎを行っている。また、その販売代金の一部を復興支援金として寄付している。

#### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 災害時には、他都道府県からの食料調達が必要となる場合がある。広域的な製造・配送ネットワークを有する同社が一元化し調達、配達することで、提携先の負荷削減、食料確保につなげ、速やかな復興を支援できる。また、災害時における弁当業者の事業継続や雇用促進に繋がっている。
- 被災地の食材を活用することでも復興支援になる。また、インターネットサイト内で、復興支援商品の告知を行うことで被災地支援意識の啓発・促進の一助にもなっている。

#### 5 防災・減災以外の効果

- 同社は、京葉ガス株式会社や他の団体との災害時協定を結ぶことで、顧客との信頼関係が深まり、平常時の会議などに必要な弁当調達などの受注増加に繋がっている。
- また同社と災害協定を結んだ提携先が、防災訓練時において弁当調達のシミュレーションとして同社の弁当を発注するなど、売上の増加にもつながっている。

#### 6 現状の課題・今後の展開など

- 同社では、協定を結んだ各自治体や団体と引き続き連携を強化し、災害状況でも豊かな商品バリエーションの中から、最適な弁当などの食料品提供を行うなど、より円滑に復旧活動を行える体制構築に取り組んでいる。
- また、全国にある製造パートナーや配送パートナーと連携を強化し、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生に備え、ほかの地域との防災協定締結を推進する予定である。

#### 7 周囲の声

- 大量注文・配達場所指定など臨機応変に対応をしていただきました。食料確保にかかる時間と労力を削減できたことで、ガスの復旧活動に全力を注ぐことができ、大変助かりました。その後、スターフェスティバルが日本全国にサービス展開していることを知り、今後の災害時における速やかな食料調達が可能になると考え、協定を締結することにいたしました。(京葉ガス担当者)



# 国土強靱化に資する民間の取組促進

## 施策集

完成イメージ

国土強靱化推進室

平成28年〇月

# 目次

## 1) 行政機能／警察・消防等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)

### 危険物の二次災害を予防したい▶▶▶

危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供	P●
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	総務省	情報提供	P●

## 2) 住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援)

### 住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶

住宅・建築物の耐震化の促進	国土交通省	補助金等 税制優遇	P●
老朽化マンションの建替え等の促進	国土交通省	補助金等	P●

### 密集市街地の防災性を高めたい▶▶▶

密集市街地の改善に向けた対策の推進	国土交通省	補助金等 税制優遇	P●
-------------------	-------	--------------	----

### 人が集まる施設の安全を確保したい▶▶▶

主要駅周辺等における帰宅困難者対策	国土交通省	補助金等	P●
地下街の防災対策の推進	国土交通省	補助金等	P●

### 都市の防災機能の強化に貢献したい▶▶▶

防災性に優れた業務継続地区の構築	国土交通省	補助金等	P●
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援	国土交通省	補助金等	P●
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	国土交通省	補助金等	P●
都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等の支援	内閣府	補助金等	P●
避難スペースの面積が一定以上の公共建築物等の改修に対する支援	国土交通省	補助金等	P●

#### 4) エネルギー (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)

##### 石油製品の供給事業者に対する支援▶▶▶

災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備	経済産業省	補助金等	P●
製油所の耐震強化等による石油製品入出荷機能の確保	経済産業省	補助金等	P●
災害時石油供給連携計画の訓練続及び計画の見直し	経済産業省	補助金等	P●
SS・LPガス充填所の災害対応能力強化	経済産業省	規制改革 補助金等	P●

##### バックアップのための燃料を確保したい▶▶▶

災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	経済産業省	補助金等	P●
被災地以外からのバックアップ体制強化	経済産業省	規制改革	P●

##### 自立分散型の新たなエネルギー源を確保したい▶▶▶

新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大	農林水産省	補助金等	P●
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	農林水産省	補助金等	P●
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	農林水産省	補助金等	P●

#### 6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

##### 安心できるデータセンター配置をしたい▶▶▶

データセンター地域分散化促進税制	総務省 内閣府	税制	P●
------------------	------------	----	----

##### 災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい▶▶▶

災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	総務省	補助金等 税制優遇	P●
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進	総務省	補助金等	P●

#### 7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

##### 本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

地方拠点強化税制	内閣府 経済産業省 厚生労働省	税制優遇	P●
----------	-----------------------	------	----

## 8)交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援)

### 港湾部の津波対策を行いたい▶▶▶

港湾における津波避難対策の実施	国土交通省	補助金等	P●
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	国土交通省 内閣府	税制優遇	P●

### 災害時に重要な道路を守りたい▶▶▶

防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	国土交通省 内閣府 総務省 経済産業省	税制優遇	P●
----------------------------	------------------------------	------	----

### コンビナートに対策を行いたい▶▶▶

コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネルギー供給確保	国土交通省 内閣府	税制優遇	P●
----------------------------------	--------------	------	----

### 鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい▶▶▶

鉄道施設の耐震対策	国土交通省	税制優遇	P●
鉄道施設総合安全対策事業費補助	国土交通省	補助金等	P●
地下駅を有する鉄道の浸水対策	国土交通省	補助金等	P●

## 9)農林水産 (国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

### 食品の供給を止めないようにしたい▶▶▶

食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	農林水産省	補助金等 情報提供	P●
---------------------	-------	--------------	----

### 農業基盤を守りたい▶▶▶

官民連携新技術研究開発事業	農林水産省	補助金等	P●
多面的機能支払交付金	農林水産省	補助金等	P●
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	農林水産省	情報提供	P●

### 山を守るための林業を活性化させたい▶▶▶

「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設整備)	農林水産省	補助金等	P●
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	農林水産省	補助金等	P●

## <参考> 都道府県における代表的な民間支援施策

<b>1) 行政機能／警察・消防等</b> (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)				
地域の防災力向上に役立ちたい▶▶▶				
「みえ防災・減災センター」の設置	三重県	技能提供 ・人材派遣	P●	
地域連携・企業防災推進モデル事業補助金	徳島県	補助金	P●	
4県連携自主防災組織交流大会の開催	徳島県	その他	P●	
<b>2) 住宅・都市</b> (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援)				
空き家を活用してまちづくりに貢献したい▶▶▶				
福島県空き家・ふるさと復興支援事業	福島県	補助金	P●	
<b>3) 保健医療・福祉</b> (要配慮者の防災力強化に民間が関わるための支援)				
要配慮者を支援する防災人材として活躍したい▶▶▶				
多文化共生推進事業	長野県	技能提供 ・人材派遣	P●	
要配慮者施設の安全性を高めたい▶▶▶				
高齢者福祉施設等防災減災促進事業	徳島県	補助金	P●	
<b>4) エネルギー</b> (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)				
再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい▶▶▶				
かながわソーラーバンクシステム	神奈川県	情報提供	P●	
再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業	奈良県	技能提供 ・人材派遣	P●	
<b>5) 金融</b>				
地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい▶▶▶				
創業・成長産業推進金融対策事業	青森県	補助金	P●	
連携型BCPIに向けた地元金融機関の意見交換会の開催	京都府	情報提供	P●	

## 6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

データセンターやコールセンターを分散・増設したい▶▶▶

企業立地促進費補助金	北海道	補助金	P●
------------	-----	-----	----

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい▶▶▶

地域づくり総合交付金 (生活環境整備・地域づくり事業)	北海道	補助金	P●
--------------------------------	-----	-----	----

## 7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

本社機能移転等の推進	山梨県	融資・税制 融通	P●
------------	-----	-------------	----

地元で貢献できる建設業を続けていきたい▶▶▶

建設業人材定着事業	三重県	融資・税制 融通	P●
-----------	-----	-------------	----

徳島県建設業BCP認定制度	徳島県	格付け・表彰	P●
---------------	-----	--------	----

愛媛県建設業BCP等審査	愛媛県	格付け・表彰	P●
--------------	-----	--------	----

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい▶▶▶

京都BCPの推進、京都BCP行動指針の策定	京都府	情報提供	P●
-----------------------	-----	------	----

## 8) 交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援)

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい▶▶▶

企業立地促進費補助金【再掲】	北海道	補助金	P●
----------------	-----	-----	----

## 9) 農林水産 (国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

地域で自立した食料供給に貢献したい▶▶▶

直売所(京野菜ランド)強化・支援事業	京都府	補助金	P●
--------------------	-----	-----	----

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい▶▶▶

徳島県農業版業務継続計画(農業版BCP)の公表	徳島県	情報提供	P●
-------------------------	-----	------	----

## 10) 国土保全 (山林、河川等と共生していくために民間が取組むための支援)

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい▶▶▶

火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策	岐阜県	情報提供	P●
土砂災害地域防災マップづくり	奈良県	技能提供 ・人材派遣	P●
地域防災ワークショップの開催	島根県	技能提供 ・人材派遣	P●

## 11) 環境 (地域の自然環境を守るために民間が取組むための支援)

環境にやさしい再生エネルギーを導入したい▶▶▶

防災拠点再生可能エネルギー等導入推進事業(再掲)	山口県	融資・税制融通	P●
--------------------------	-----	---------	----

## 12) 土地利用・国土利用 (地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援)

集落が孤立した時の避難方法を確保したい▶▶▶

孤立可能性集落における里道を使った避難訓練	徳島県	その他	P●
-----------------------	-----	-----	----

住宅や建築物を耐震化したい

No.	国土交通省	資金の給付	(開始年度) 平成25年度
-----	-------	-------	---------------

支援の名称	<b>住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震対策緊急促進事業)</b>
制度の 趣旨・背景	建築物等の耐震化を推進するため、改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の耐震診断・改修等を行う民間事業者等に対し、通常の交付金による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する制度です。
制度の 内容	<p>■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断等：国1/2（地方1/3～）</li> <li>○耐震改修等（平成30年度末までに補強設計に着手したものに限り）： <ul style="list-style-type: none"> <li>国1/3、2/5*（地方11.5%～、1/3*～） ※防災拠点等</li> <li>・通常の交付金による国費分を含む助成率</li> <li>・不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等の耐震診断については、平成27年度末までの措置</li> <li>・上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援</li> </ul> </li> </ul> <p>■補助対象限度額（平成28年度当初予算案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積1,500㎡から2,000㎡の①幼稚園・保育所、②幼稚園・保育所を含む複合用途の建築物の場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積×1,030円/㎡+154万円</li> </ul> </li> <li>・上記以外の建築物の場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積×1,540円/㎡+52万円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度として加算することが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修等：延べ床面積×50,300円/㎡</li> </ul>
対象と なる方	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html</a>

バックアップのための燃料を確保したい

No.	経済産業省	補助金等	(開始年度) 平成 26 年度
-----	-------	------	-----------------

支援の名称	災害時等に備えて需要家側に 燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進 (石油製品利用促進対策事業費補助金)
-------	--

制度の趣旨・背景	大規模災害時等に備え、避難所や病院等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、災害対応型 LP ガスバルク貯槽や石油製品貯槽等の設置を支援します。
----------	---

制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所、病院等において、燃料タンク、発電機等を導入する場合に対し、タンク等の購入や設置工事に要する経費の一部を補助します。</li> </ul> <p>(補助率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者は補助金の対象となる経費の 2 / 3 以内。</li> <li>その他、大企業・地方公共団体等は補助金対象となる経費 1 / 2 以内。</li> </ul>
-------	---

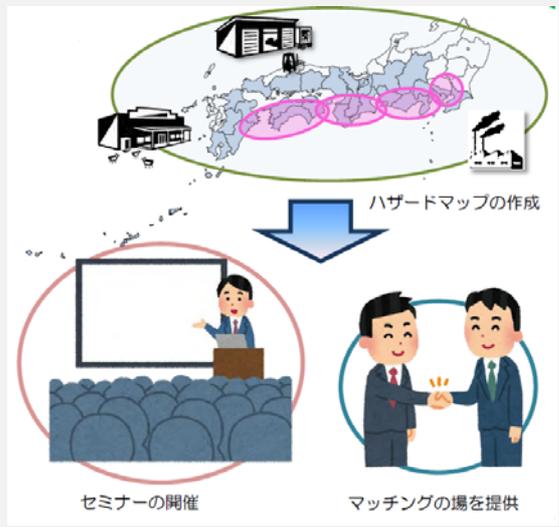
対象となる方	<p>以下の場所に、上記設備を導入したい方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等</li> <li>2) 指定避難所等の公的避難所等（地方公共団体が災害発生時に避難所として指定した施設等）</li> <li>3) 災害等発生時に一時避難所となり得るような施設等 （具体例）一時的に避難所となり得るオフィスビル等、マンション等、公立学校、私立学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー・コンビニ・チェーンの外食店舗、ホテル・旅館等、公民館、集会所、神社、仏閣等（災害等発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）、その他多数の人々の為に炊き出し等ができる面積を有する施設。</li> </ol> <p>※LP ガス充填所、SS 等への設置は補助金の対象外</p>
--------	---

問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源・燃料部 石油流通課  <a href="http://www.09.zensekiren.or.jp/09kumiai/090105">http://www.09.zensekiren.or.jp/09kumiai/090105</a>  <a href="http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/products/bulk/dl/dl/shinsei_tebikisho.pdf">http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/products/bulk/dl/dl/shinsei_tebikisho.pdf</a>  <a href="http://www.toyamalp.jp/news/img/20131003saigaibarukuhojokin.pdf">http://www.toyamalp.jp/news/img/20131003saigaibarukuhojokin.pdf</a></p>
----------	--

食品の供給を止めないようにしたい

No.	農林水産省	情報提供	(開始年度) 平成 27 年度
-----	-------	------	-----------------

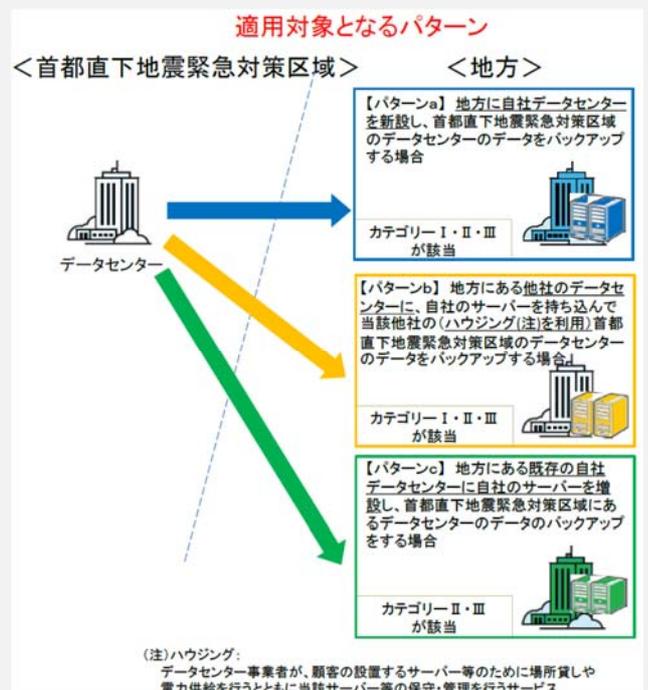
支援の名称	<b>食品サプライチェーン強靱化総合対策事業</b> <b>(平成 27 年度農山漁村 6 次産業化対策事業のうち</b> <b>食品サプライチェーン強靱化総合対策事業)</b>		
制度の趣旨・背景	<p>首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害時においても円滑な食料供給を維持及び早期に回復させるために、食品産業事業者間の震災時における連携・協力体制の構築を図る取組を支援します。</p>		
制度の内容	<p>食品産業事業者間の震災時における連携・協力体制の構築を図る、以下の取組みに必要となる経費を定額助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>食品産業事業者の業界団体や、食品流通や危機管理対策等の知見を有する学識経験者等をメンバーとする「事業推進会議」の開催                  : 謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、調査員手当等</li> <li>全国の食品産業事業者の事業所、物流施設、製造拠点等の立地状況を把握し、地方自治体等の防災ハザードマップに落とし込んだ食料産業ハザードマップ作成費                  : 賃金、消耗品費等</li> <li>震災時における連携・協力体制の具体的な構築を促進するためのセミナー及び食品産業事業者同士のマッチングの場の開催                  : 謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、調査員手当等</li> <li>報告書作成費                  : 印刷費、資料作成費、消耗品費、調査員手当等</li> </ol>		
対象となる方	<p>以下の民間事業者で、上記の取組みを、首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域で実施する方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び消費生活協同組合並びに法人格を有しない団体のうち農林水産省食料産業局長が特に必要と認める団体</li> </ul>		
問い合わせ先など	<p>農林水産省 食料産業局食品流通課  <a href="http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/pdf/1_koubo_150223_1.pdf">http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/pdf/1_koubo_150223_1.pdf</a></p>		



安心できるデータセンター配置をしたい

No.	総務省・内閣府	税制融資	(開始年度) 平成 24 年度
-----	---------	------	-----------------

支援の名称	<b>データセンター地域分散化促進税制</b>
制度の趣旨・背景	事業者が首都直下地震緊急対策区域として指定された区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行う、バックアップ事業を支援する制度です。
制度の内容	以下の対象設備について、法人税が取得価額の 10%の特別償却となります。 ①サーバー、②ルーター、③スイッチ、④無停電電源装置 (UPS)、 ⑤非常用発電機 (いずれも、総務大臣の認定を受けた実施計画に基づく必要があります)
対象となる方	<p>以下のカテゴリ I・II・IIIの要件を満たす事業者</p> <p><b>【カテゴリ I】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○首都直下地震緊急対策区域のみに拠点を持つ事業者</li> <li>・地方にデータセンターを新設 (地方にある他社のハウジングサービスを利用する場合も含む。) し、(自社・他社問わず) 首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用。</li> </ul> <p><b>【カテゴリ II】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方のみに拠点を持つ事業者</li> <li>・地方のデータセンターにおいて、首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用。</li> </ul> <p><b>【カテゴリ III】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○首都直下地震緊急対策区域と地方の双方に拠点を持つ事業者</li> <li>・地方のデータセンターにおいて、(自社・他社問わず) 首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用 (※ただし、次のア) 及びイ) を満たすこと)             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 対象設備の取得合計額が5億円以上</li> <li>イ) データセンター事業の用に供する減価償却資産 (建物、空調、サーバー等) の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が 20%以上</li> </ul> </li> </ul> <p>注: ア) 及びイ) は事業年度毎及びデータセンター毎に計算する。</p>
問い合わせ先など	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000352762.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000352762.pdf</a> <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000381914.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000381914.pdf</a>





# 地方強韌化BCP(仮称)の普及・発展を目的とした シンポジウムの開催結果概要

平成28年3月18日

内閣官房 国土強韌化推進室

## 『産業競争力強化のための地域連携BCPとサプライチェーンマネジメント』

(主催：内閣官房国土強靱化推進室、共催：経済産業省中部経済産業局、一般社団法人中部経済連合会)

◆日時：平成28年3月7日(月)13:00～16:00

◆場所：名古屋国際センター ホール(別棟)(愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1)

◆内容：

- 第1部 ○調査報告 (株)三菱総合研究所 主任研究員 山口 健太郎
- 基調講演①「サプライチェーン強靱化を図るうえで企業の取るべき手法と手順」  
慶應義塾大学理工学部管理工学科 教授 松川 弘明
- 基調講演②「共存共栄のためのサプライチェーンのリスクマネジメント」  
(株)デイスコ BCM推進チームリーダー 渋谷 真弘

### 第2部 パネルディスカッション

「地域連携BCPなど多組織間による連携を通じた地域の産業力強化・強靱化に向けて」

- ・名古屋工業大学大学院 教授 渡辺 研司
- ・名古屋大学減災連携研究センター センター長・教授 福和 伸夫
- ・豊橋市・明海地区防災連絡協議会 会長 古海 盛昭(株)デンソー)
- ・四日市市・霞コンビナート地区 後藤 義彦(霞共同事業(株))、太田 富士雄(東ソー(株))
- ・田原市政策推進部企業立地推進室 室長 大羽 浩和
- ・経済産業省中部経済産業局 地域経済部 次長 三橋 一美

◆参加者：179名(国 19名、地方公共団体 24名、民間企業など 136名)

**産業競争力強化のための地域連携BCPとサプライチェーンマネジメント**

国土強靱化シンポジウム in 名古屋

2016.3.7 13:00～16:00 (12:30開場)

名古屋国際センターホール(別棟)  
名古屋市中村区那古野1-47-1

13:00 開会挨拶  
経済産業省中部経済産業局長 渡辺 研司

13:10 講演  
「地方強靱化BCP(医療)をめぐり連携のサプライチェーン構築に向けた中部地域の現状等」  
慶應義塾大学理工学部管理工学科 教授 松川 弘明

13:30 講演  
「サプライチェーン強靱化を図るうえで取るべき手法と手順」  
慶應義塾大学理工学部管理工学科 教授 松川 弘明

14:00 講演  
「共存共栄のためのサプライチェーンのリスクマネジメント」  
(株)デイスコ BCM推進チームリーダー 渋谷 真弘

14:30 パネルディスカッション  
「地域連携BCPなど多組織間による連携を通じた地域の産業力強化・強靱化に向けて」  
名古屋工業大学減災連携研究センター センター長・教授 福和 伸夫  
豊橋市・明海地区防災連絡協議会 会長 古海 盛昭(株)デンソー)  
四日市市・霞コンビナート地区 後藤 義彦(霞共同事業(株))、太田 富士雄(東ソー(株))  
田原市政策推進部企業立地推進室 室長 大羽 浩和  
経済産業省中部経済産業局長 渡辺 研司

15:00 閉会挨拶  
経済産業省中部経済産業局長 渡辺 研司

主催：内閣官房国土強靱化推進室、一般社団法人中部経済連合会



## 『地方強靱化BCP(仮称)の普及・発展に向けて』

(主催:内閣官房国土強靱化推進室、後援:内閣府政策統括官(防災担当))

- ◆日時: 平成28年3月8日(火)14:00~17:00
- ◆場所: 品川シーゾンスカンプアラレンス(東京都品川区港南1-2-70)
- ◆内容:
  - 第1部 ○基調講演「連携BCPの必要性・有効性について」  
名古屋工業大学大学院 教授 渡辺 研司  
○調査報告(株)三菱総合研究所 主任研究員 山口 健太郎  
○事例報告①「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議の取組」  
国土交通省中部地方整備局 企画部長 森山 誠二
  - 事例報告②「明海地区防災連絡協議会の取組」  
豊橋市・明海地区防災連絡協議会 会長 古海 盛昭(株)デンソー)
  - 第2部 パネルディスカッション「地方強靱化BCP(仮称)の普及・発展に向けて」  
・名古屋工業大学大学院工学研究科社会学専攻 教授 渡辺 研司  
・トヨタ自動車(株) 相談役・技監 佐々木 真一  
・豊橋市・明海地区防災連絡協議会 会長 古海 盛昭(株)デンソー)  
・香川大学危機管理研究センター センター長/特任教授 白木 渡  
・京都市府民生活部防災・原子力安全課 課長 松村 嘉文  
・国土交通省中部地方整備局 企画部長 森山 誠二

◆参加者:138名(国 12名、地方公共団体 25名、民間企業など 101名)



### 国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

強くて、しなやかなサブライチーンのための「地方強靱化BCP(仮称)とは?」  
今後の普及・発展に向け、企業行政がとるべきアクションは?

**14:00** 開会挨拶  
■内閣府国土強靱化推進室

**14:05** 講演  
「連携BCPの必要性・有効性について」  
名古屋工業大学大学院工学研究科社会学専攻 教授 渡辺 研司

**14:25** 講演  
「地方強靱化BCP(仮称)をめぐる現状と今後の方向性」  
(株)三菱総合研究所 社会学専攻准教授 渡辺 研司

**14:45** 事例報告 山口 健太郎  
「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議の取組」  
国土交通省中部地方整備局 企画部長

**14:55** 事例報告 森山 誠二  
「明海地区防災連絡協議会の取組」  
豊橋市・明海地区防災連絡協議会 企画部長

**15:00** パネルディスカッション  
「地方強靱化BCP(仮称)の普及・発展に向けて」  
名古屋工業大学大学院工学研究科社会学専攻 教授 渡辺 研司  
トヨタ自動車(株) 相談役・技監 佐々木 真一  
豊橋市・明海地区防災連絡協議会 会長 古海 盛昭(株)デンソー)  
香川大学危機管理研究センター センター長/特任教授 白木 渡  
京都市府民生活部防災・原子力安全課 課長 松村 嘉文  
国土交通省中部地方整備局 企画部長 森山 誠二

**15:05** 閉会挨拶  
■内閣府国土強靱化推進室

**14:00** 開会挨拶  
■内閣府国土強靱化推進室

**14:05** 講演  
「連携BCPの必要性・有効性について」  
名古屋工業大学大学院工学研究科社会学専攻 教授 渡辺 研司

**14:25** 講演  
「地方強靱化BCP(仮称)をめぐる現状と今後の方向性」  
(株)三菱総合研究所 社会学専攻准教授 渡辺 研司

**14:45** 事例報告 山口 健太郎  
「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議の取組」  
国土交通省中部地方整備局 企画部長

**14:55** 事例報告 森山 誠二  
「明海地区防災連絡協議会の取組」  
豊橋市・明海地区防災連絡協議会 企画部長

**15:00** パネルディスカッション  
「地方強靱化BCP(仮称)の普及・発展に向けて」  
名古屋工業大学大学院工学研究科社会学専攻 教授 渡辺 研司  
トヨタ自動車(株) 相談役・技監 佐々木 真一  
豊橋市・明海地区防災連絡協議会 会長 古海 盛昭(株)デンソー)  
香川大学危機管理研究センター センター長/特任教授 白木 渡  
京都市府民生活部防災・原子力安全課 課長 松村 嘉文  
国土交通省中部地方整備局 企画部長 森山 誠二

**15:05** 閉会挨拶  
■内閣府国土強靱化推進室

日時: 平成28年3月8日(火) 14:00~17:00 (13:30開場)  
会場: 品川シーゾンスカンプアラレンス  
東京都港区南1丁目2番70 品川シーゾンスカンプ3期 (JR品川駅南口より徒歩6分)

主催:内閣府国土強靱化推進室 後援:内閣府政策統括官(防災担当)



# ナショナル・レジリエンス・ コミュニティ(仮称)構想(素案)

2016. 3 内閣官房国土強韌化推進室

## 何が足りないのか

**国土強韌化**

NATIONAL RESILIENCE

### これまでの国の取組

#### 【国民】

- ・パンフレットや「国土強韌化：私のひとこと」など親しみやすい情報を発信
- ・幅広い層へリーチするためFacebook, Twitterも活用

#### 【企業等】

- ・事例集、予算・税制等を通じた取組促進 等

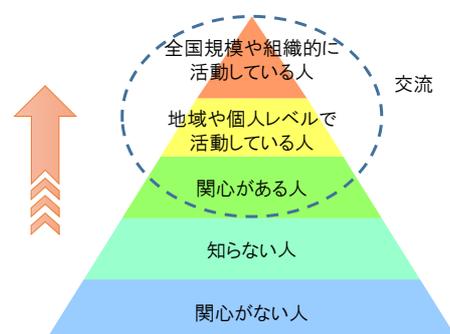
#### 【地方公共団体】

- ・地域計画策定促進 等

### 問題意識

- 関心の薄い国民層に十分リーチで来ていないのではないか。
- 既に多様な主体による多様な活動が行われているのではないか。
- それぞれの活動主体同士のつながりやセクターを超えた協働の可能性はあるのではないか。

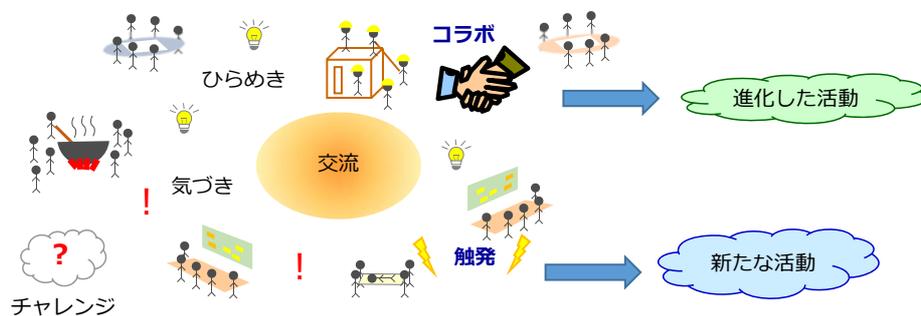
- それぞれの活動主体が、気軽に集いつながる**交流の促進**
- 一人でも多くの人を**活動する人にする仕掛け**
- レジリエンスのことを**知らない人を減らす波及効果**



## ナショナル・レジリエンス・コミュニティ(仮称)

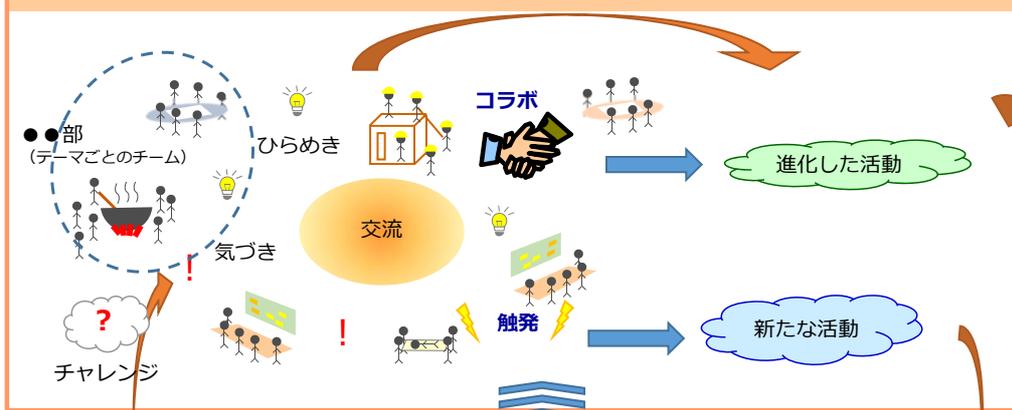
災害に強くしなやかで将来に明るい希望を持てる日本であるために  
社会課題解決に向けて活動している多様なコミュニティが共創する**活動交流の場**

- 国土強靱化に関する多様な自発的な**活動が集い**
  - 活動と活動がコラボすることで**活動が進化(深化)**し
  - 活動と活動が触発され、**新たな活動が創造**され
  - 活動交流を通じて、**活動の裾野を広げる**
- ➔ 平時のつながりが、**災害時のネットワーク**として活かされる



## コミュニティを活性化させる仕組み

### ナショナル・レジリエンス・コミュニティ(仮称)



**活動の創造・コラボ・触発を促す**

各活動自らが発信

コミュニティが発信

**国土強靱化  
HP/SNS等で発信**  
・コミュニティの活性化につながる  
インセンティブとして

メディアでの発信

**各活動の関係者や  
関心の薄い層への  
広がりへ**

### ナショナル・レジリエンス・WS

レジリエンス

地方創生  
まちづくり  
教育、福祉  
デザイン  
経済、IT、…

- 自主的な活動を創造する、またはすでに活動しているコミュニティのコラボや触発を促す対話型WSを実施。
- 多様なテーマとレジリエンスを掛け合わせ、有事だけではなく平時にも生きる価値を生み出す。

キックオフ・ミーティング

コミュニティについてのアイデアソン

